桜井市監査委員公表第 1 号

令和3年度定期監査結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を執行したので、その結果を同条第9項により別紙のとおり公表する。

令和4年2月25日

桜井市監査委員西 岡 良 郎同土 家 靖 起

監査結果報告

1 監査方針

本監査については、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるため、桜井市監査基準に基づき監査を実施しました。

2 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

3 監査の対象及び期間

監査内容	令和3年11月30日現在の監査資料による
監査期間	令和4年1月5日から令和4年2月9日まで
対象部課	
	総務部
	総務課
	財政課
	税務課
	都市建設部
	土木課
	都市計画課
	営繕課
	まちづくり部
	商工振興課
	農林課

4 監査等の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として監査を実施しました。

*以下の着眼点により監査を実施しました。

,
・事業運営上不合理な点は無いか
・職員の勤務状況は適正か
・会計区分、年度区分、予算科目を誤っていないか
・調定の時期及び手続は適正か
・支出負担行為は法令等に違反していないか
・支出目的、履行を確認できる資料が整理されているか
・旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる
日数、時間数は関係記録と合致しているか
・適正な方法により契約を行っているか
・随意契約理由は適正か
・契約の履行確認は適正に行われているか
・支出対象、支出金額は適正か
・補助金については実績報告に基づく成果の確認が行われ
ているか
・指定管理者の指定は適正、公正に行われているか
・協定書等に必要事項が適正に記載されているか
・管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か
・備品台帳に登録されているか
・物品は正しく管理され整理されているか
・収納金、釣銭等の現金の保管及び取り扱いは適正か
・郵便切手やはがき等の保管は適正且つ差し引き簿と合致
しているか

5 監査等の実施内容

本年度の監査計画に基づき、事前に対象部課からそれぞれ資料の提出を求め、 関係書類及び諸帳簿を照合するとともに、監査当日に関係職員から事情聴取し、 事務事業の執行が適正且つ効果的、効率的に行われているかを主眼として監査を 実施しました。

今回の監査は、主に主要事業及び予算の執行状況並びに委託料・工事・修繕の契約及び執行、負担金及び補助金、収納事務、備品管理、事務処理が適正かつ合理的・効率的に行われているかを重点的に行いました。

6 監査の結果

監査を実施した範囲においての事務の執行処理状況等は、関係法令等に基づき概ね 適正且つ効率的に執行・処理されていると認められ、軽易な留意事項は口頭により、 指摘しました。次の通り一部において改善・検討を要する事項が見受けられ、該当す る各所属長及び担当職員に所見を申し述べるとともに、指導を行いました。今後これ ら指摘事項には十分留意するとともに、尚一層慎重な事務処理を望むものであります。

その主なものは、次のとおりである。

- (1) 委託・工事・修繕の契約について
 - ・随意契約に依る場合は、地方自治法施行令等法令に基づく随意契約理由を十分検討され、透明性を確保し、業者選定についても公平性の確保に努められたい。

(全課共通)

・各種団体に対する委託契約では、算定根拠を明確にし、相見積もり等により、 再度、委託料の見直し・検討をされたい。

(全課共通)

(2) 収納事務について

・市税については、高い収納率を維持しているが、市民に対する税負担の公平 性を図られたい。

(税務課)

・市営住宅家賃収納については、個々に対応し、生活実態を把握しながら、 未収額の圧縮と増加阻止に尚一層努められたい。

(営繕課)

(3) 負担金及び補助金について

・各種団体等に補助金を出しておられるが、厳格な審査のもと交付されたい。 また、執行状況に関しても、内容・実績について点検されたい。

(全課共通)